

大学・学問の軍事動員の危機を考える



◆特集にあたって

二〇二〇年一〇月一日、日本学術会議会員任命拒否事件が起きてから二年が経過した。

あの時、心から信頼する法学者三名の名前をニュースで見た時の衝撃は、今でも忘れることができない。

科学者が戦争に協力したことの反省から設立された学術会議の歴史、五〇年と六七年の軍事研究反対の声明、二〇一五年の安保法制成立、同年始まった防衛装備庁の軍事研究の公募、これに関して学術会議が発した二〇一七年の声明、同年の安

倍元首相の九条改憲メッセージ、任命拒否事件後に突然持ち出された学術会議の「あり方論」、そして内閣府に設置された「総合科学技術・イノベーション会議（略称・CISTIIシステイ）」の役割などを学ぶにつれ、日本を軍事国家化しようという政治的潮流との関連で、学問・学術の領域への政治権力の介入が急速に強められていることを痛感させられる。

他方で、国家機関である学術会議の総会は、現在も一致して任命拒否に抗議し、六名の任命を求め続けている。これは、現代の日本の学者たちが、学問の自由・自律性をいかに大切に考えているかの証左であり、在野で任命拒否に抗議を続けている私たちにとって、大きな励みであり、誇りでもある。

いま日本では、学問と政治は強い緊張関係にあると思われる。



こうした中、今年の通常国会で、「経済施策を一体的に講ずることに
よる安全保障の確保の推進に関する法律」(略称・経済安保法(五月一日)、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(略称・国際卓越研究大学法(五月一日))という、最近流行(?)の長い名称の法律が成立した。

経済安保法に関しては、立法当時の批判は主に経済活動の自由の

制約と国民監視の観点がほとんどだったように思われ、立憲民主党も賛成して成立した。国際卓越研究大学に至っては、法律の名称すらあまり知られていないように思う（もちろん筆者の不勉強によるところが大きい）。しかし、どうやら、どちらの法律も、巨額の国家予算の下、大学・学問を軍事研究に導く危険を持つようである。

おりしも今、防衛費GDP二%、敵基地攻撃能力、安保三文書改定、そして憲法九条の明文改憲をめざす動きが取り沙汰されている。こうした中、潤沢な研究費を使って学者を軍事研究に本格的に巻き込んでいく流れが作られようとしているのではないかと。ともかくも勉強しなくては、という問題意識の下、本特集を企画した。

本特集にあたっては、巻頭論文の廣渡清吾先生に、執筆者をご推薦いただくなど親身なご協力をいただいた。どうもありがとうございます。

◆ ◆ ◆
五本の論文は、いずれも濃厚・濃密・詳細であり、ここでの確に要約してご紹介するのは筆者の手にあまるので、以下、論文名プラスアルファのご紹介にとどめる。

巻頭の廣渡清吾「軍事立国」と学術の論理」は、そのタイトルのとおり本特集のまさに総論であり、また、特集全体のリードの役割も果たしていただいている。「大学における教育と研究は憲法二三条の学問の自由の保障の下にあり、その制度的保障として大学の自治が用意される。法学を学ぶ者にとつてイロハに属するこの理解は、大学を国策手段としての最大資産ととらえる政府には無縁のものとなりつつある。」との一文は、あまりにもわかりやすくこのテーマの本質を突いており、改めてぞつとさせられる。

井原聰「経済安全保障推進法の狙いと危険性」は、法律が成立した後になって、政府が「あからさまに研究者の軍事研究への動員を検討課題にかかげるようになった要因は何であったか」から説き起こし、れっきとした軍事研究に若手研究者が大手を振って応募できる仕組み

が用意されていることなどを紹介する。

小森田秋夫「国際卓越研究大学とは何か？」は、同大学が、文科省ではなく科学技術政策の「司令塔」とされるCSTIが主導し、「一〇兆円の大学ファンド」の創設が政府の決定として先行したことを紹介し、その問題点を詳しく論じる。

光本滋「国立大学法人化がもたらした諸問題」は、二〇〇四年四月の国立大学の独立行政法人化により、国立大学は、大臣が中期目標を定め業績評価を行う、政府に従属する組織となり、運営交付金の削減、大臣による組織改廃の指示、学長・教員の選考に関して教員の関与を縮小・排除する動きなどが起きている問題を詳しく論じる。

杉田敦「日本学術会議の存在理由―任命拒否と軍事研究をめぐって」は、軍事研究を巡る二〇一七年声明の発出に至った時期に、学術会議第一部長および「安全保障と学術に関する検討委員会」委員長を務めた著者が、自衛目的であれば軍事研究には問題ないとの見解をどのように論破したかなど、当時の議論を詳細に紹介しており、大変興味深い。

◆ ◆ ◆
なお、今年七月、学術会議会長が政府に提出した「回答」に、デュアルユース技術について「そうでないものと単純に二分することは困難」としたことを、読売新聞など一部メディアが、学術会議が二〇一七年声明の立場を転換させたかのように報道した。関心を持った「法民」読者も多いと思われるが、廣渡論文と杉田論文は、共にその報道が誤りであることを明確に述べているので参照されたい。

◆ ◆ ◆
なお、編集作業の最終盤、岡山大学が大学構内で自衛隊との共同防災訓練を実施することに抗議する野田隆三郎同大学名誉教授の訴えを知り、急遽原稿をお願いし、貴重な一頁をご執筆いただいた。ぜひ特集と併せてお読みいただきたい。

本特集が、日本を「軍事立国」にさせないために役立つことを心から願う。

〔法と民主主義〕編集委員会 米倉洋子